コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

SATO HOLDINGS CORPORATION
最終更新日:2015年7月3日
サトーホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長 松山 一雄
問合せ先:取締役専務執行役員 櫛田 晃裕
証券コード:6287
http://www.sato.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ならびにグループ各社は、「世界社会の発展に貢献すること」を経営の基本方針としております。社会貢献を実現する上で重要な基盤となるコーポレート・ガバナンスの体制を強化することは、経営の重要課題の1つと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(公財)佐藤陽国際奨学財団	3,786,200	10.85
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,798,400	5.15
サトーホールディングス(株)	1,396,867	4.00
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,316,000	3.77
サトー社員持株会	1,288,364	3.69
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,004,300	2.87
(株)アリーナ	954,460	2.73
横井 美恵子	905,145	2.59
佐藤 静江	897,470	2.57
岩淵 真理	844,570	2.42

支配株主(親会社を除く)の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　3 月

業種　機械

直前事業年度末における(連結)従業員数　1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	なし
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 賢	他の会社の出身者											
田中 優子	学者											
石黒 清子	弁護士											
伊藤 良二	他の会社の出身者											
嶋口 充輝	学者											
山田 秀雄	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 賢	○	(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス代表取締役社長	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役

			を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。
田中 優子	○	法政大学社会学部メディア社会学科教授 法政大学国際日本学インスティテュート（大学院）教授 法政大学総長	大学学総長・教授としての高い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうるこ とがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。
石黒 清子	○	弁護士 野田記念法律事務所パートナー	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうるこ とがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。
伊藤 良二	○	（株）プラネットプラン代表取締役 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任	会社経営、大学院教授としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくた め。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうるこ とがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。
嶋口 充輝	○	（公社）日本マーケティング協会理事長 嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科教授	マーケティング分野における豊富な知識・経験と大学教授としての高い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうるこ とがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。
			弁護士としての専門的な知識・経験等を当社

山田 秀雄	○	山田・尾崎法律事務所所長	の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期、期末の会計監査時はもとより、会計監査の年度計画の作成時の他、会計監査に必要とされる有益な情報につきまして、日常的に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田 千恵子	学者													
山口　隆央	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

	独立		

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 千恵子	○	首都大学東京社会科学研究科（大学院）教授、首都大学東京都市教養学部教授、日本CFO協会主任研究委員	大学教授としての高い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外監査役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうるこ とがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。
山口　隆央	○	公認会計士・税理士 山口公認会計士事務所所長	公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外監査役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうるこ とがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判 断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　8 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
平成26年度の社外取締役の取締役会への出席状況は、開催回数9回に対し、鈴木賢氏は7回、田中優子氏は8回、石黒清子氏は9回となっております。
平成26年6月20日に取締役に就任した伊藤良二氏、嶋口充輝氏の平成26年度の取締役会への出席状況は、開催数7回に対して、伊藤良二氏は7回、嶋口充輝氏は7回となっております。
なお、山田秀雄氏は平成27年6月19日に取締役に就任したため平成26度の取締役会には出席しておりません。
また、社外監査役の取締役会への出席状況は、開催回数9回に対し、松田千恵子氏は7回、山口隆央氏は、7回となっております。
当社においては取締役会の他に、社外取締役のみで構成され当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス等、経営全般について意見を交換することのできる、高い独立性を有した会を実施しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成27年6月19日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることを決議いたしました。
＜新株予約権の名称＞　サトーホールディングス株式会社　第3回株式報酬型新株予約権

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

・株式報酬型ストックオプション制度
取締役の報酬について、業績及び株主価値の連動性を明確にし、長期的な業績を報酬に反映させ、株主の皆様との利益を一致させることを目的としております。

＜発行実績＞
・新株予約権の割当日　平成25年７月29日　サトーホールディングス株式会社 第１回株式報酬型新株予約権　付与個数 2,094個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）
・新株予約権の割当日　平成26年７月29日　サトーホールディングス株式会社 第２回株式報酬型新株予約権　付与個数 1,620個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度の取締役の報酬総額は294百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

リリース情報のメール配信、社内報の送付等社内の最新情報を適宜提供し、取締役会での審議に役立てていただいております。また、取締役会での議案によっては、個別に議案内容の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

執行役員制度により、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務の執行機能」との分離をはかるとともに、社外取締役による監督の強化をはかっております。
「三行提報」制度をはじめとする報告の文化によって、グループ全社員参加型の透明な経営体制の維持につとめております。
当社をグループ全体の管理の中心として、独立した機能を有する監査室ならびに当社内の各部署がその機能に応じ各グループ会社の監督を行います。併せてリスクマネジメント委員会及び多様性に富み、革新的なアイデアがより多く創出される企業文化の醸成を推進するためのダイバーシティ推進委員会等の横断的な組織を設置し、当社グループの体制強化につとめております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用し、併せて執行役員制度を導入することにより「経営の意思決定及び監督機能」と「業務の執行機能」とを分離させ、意思決定の迅速化をはかっております。
現在取締役会は12名で構成しておりますが、うち６名の社外取締役を置くことにより、独立的な立場からご意見ご提案をいただくとともに、経営の監視機能を強化しております。また、取締役会において公平な審議を行うため、取締役に序列を設けない体制を採用しております。取締役会の議長につきましても、「輪番制」としております。
業務執行につきましては、会社法上定めのある経営上重要な案件は取締役会において、その他の主要な案件については、取締役、監査役、執行役員、その他幹部社員で構成される経営会議において、当社グループ全体に関する審議及び意思決定を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成12年6月開催の株主総会より集中日を外しております。平成27年は6月19日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成26年6月20日開催の株主総会より電磁的方法による議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成26年6月20日開催の株主総会より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家の十分な検討時間の確保につとめております。
招集通知（要約）の英文での提供	自社ならびに東京証券取引所のホームページ上で招集通知（要約）の英文での提供を行っております。
その他	自社ホームページ上で株主総会招集通知の内容をお知らせしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の事業戦略説明会と年2回の会社説明会（決算説明会）を実施しております。 他、年間約170回の個別IR面談を実施し、企業活動状況についてご理解をいただくようつとめております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成24年より海外の機関投資家を個別に訪問して、企業活動概況や中期経営計画の内容や進捗について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめ、有価証券報告書などの決算情報やリリース情報などを掲載しております。 なお、希望者にはメール配信サービスも行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署を設置し、経営情報の迅速な収集による広報IR活動の強化をはかっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のビジネスモデルである、DCS＆Labelingによる事業展開と併せ、台紙のないシール・ラベルや、焼却時にCO2を吸収・削減するラベルやこの技術を応用したごみ袋など、環境に配慮した製品の開発・設計を進め「正確・省力・省資源」「安心」「環境保全」を実現することにより社会貢献を目指しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの「内部統制システムの基本方針」は次のとおりです。

1. 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ共通の企業理念の下、コンプライアンス・ポリシーを定め、法令遵守意識の醸成をはかる。
その他、「三行提報」という独自のナレッジマネジメントシステムを活用し、情報の共有化と報告の文化に基づいた全従業員参加型の透明な経営体制を維持・強化する。
また、コンプライアンス違反が生じる恐れがある場合にグループの職員が通報することができる窓口を整備する。
監査室はグループ会社の監査を実施する権限を持ち、定款、社内規程への適合の観点から監査を実施する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程や稟議規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類を適切に保存管理する。
また、会社情報の正確且つ適時な開示を重視し、開示における社内体制を構築する。
3. 当社ならびに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント委員会を定期的に開催しグループ全体のリスクを管理する。
当委員会ではリスクの洗い出し、リスクヘッジのための予防策、リスク発生時の対応策を決定し、また、重大なリスクが発生あるいは発生の恐れが生じた場合には、当委員会が中心となり対応策を協議する。
4. 当社ならびに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
長期基本戦略の下に策定したグループ中期経営計画を周知徹底し、これを個別具体的な戦略に落とし込み、その取り組み状況を含めた進捗を定期的に確認する。
当社の経営陣及び主要なグループ会社ならびにグループ各社を統括する会社の責任者で構成する会議において、計画の実施状況について情報を共有し、連携をはかる。
5. 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
グループ各社の決算、財務状況その他経営上の重要事項については定期的に当社への報告を義務付ける。
また、グループ各社において発生する重要な決裁事項は、職務権限規程に基づき当社での意思決定を行う。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する体制として、監査室に必要な人員を配備する。
引き続き、専門性の高い監査要員の強化をはかる。
7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査室は内部監査規程に基づき積極的に監査役に協力し、監査室員は他の業務執行に係る部門を兼務しない。
8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
監査室による監査権限はグループ各社全てに及び、内部監査規程に基づきその結果を適宜監査役に報告する。また、取締役は監査役から業務執行に関し報告を求められたときは、速やかに報告する。
ロ 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役、従業員を監査役会に出席させ報告を求めることができる。
9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度規程に準じ、報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。
また、監査役は当該報告された情報を適切に管理する。
10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行により生ずる費用等の支払いに支障なきよう、予算を設け、監査役から請求があった場合は速やかに処理する。
11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が重要な会議に出席し取締役及び使用人からの業務執行に関する報告を聴取できるとともに会議の議事録及び重要な決裁書類を閲覧、調査できる体制を確保する。
なお、監査役がグループ企業を監査するにあたっては自由な権限を有する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応する。
社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。
反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等からの情報収集につとめる。
社内に向けて対応方法等の周知をはかり、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社は買収防衛策を実施する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

前記、「内部統制システムの基本方針」に則り、経営体制の維持、強化につとめてまいります。

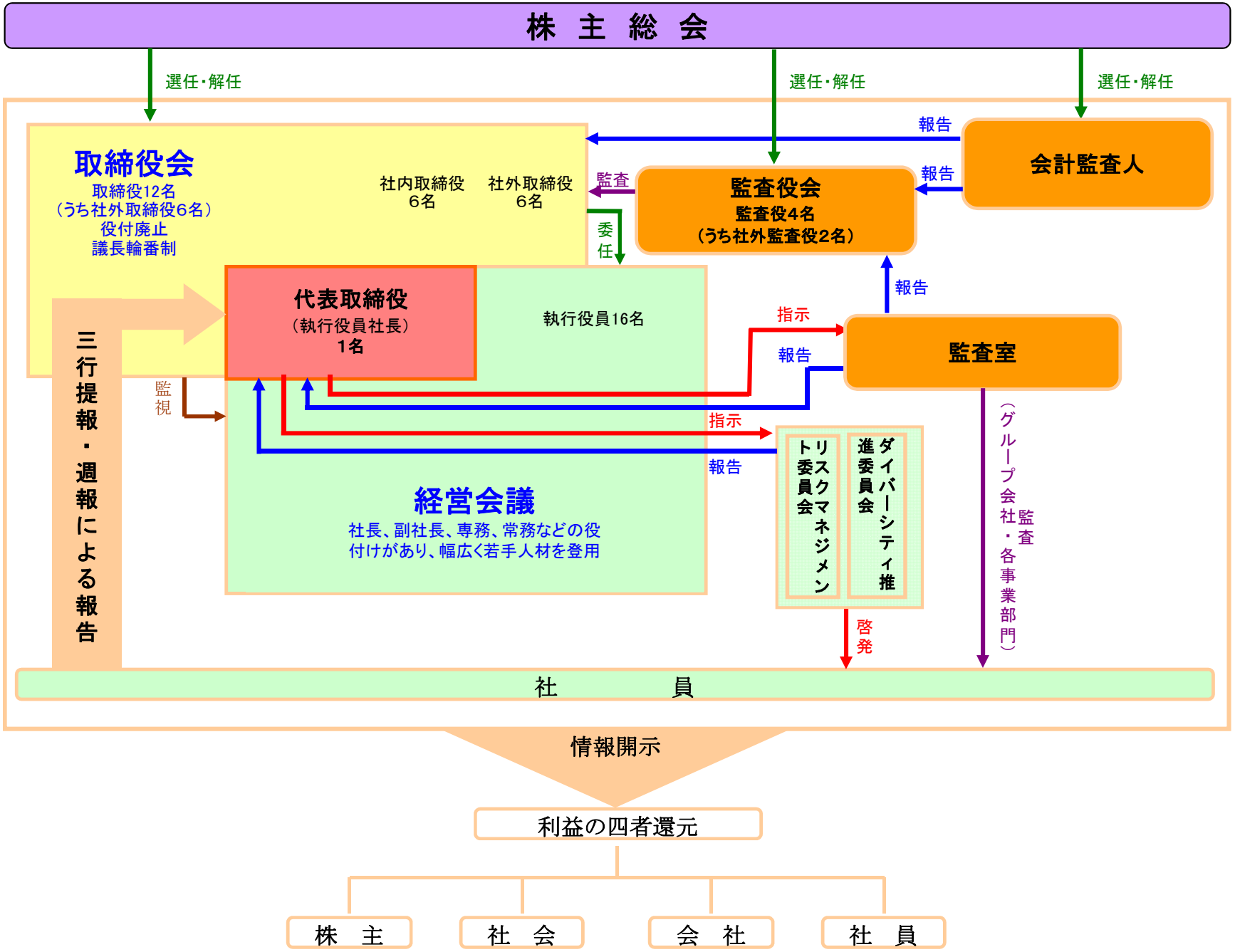
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
会計監査人
取締役会
取締役12名
（うち社外取締役6名）
役付廃止
議長輪番制
社内取締役
6名
社外取締役
6名
監査
監査役会
監査役4名
（うち社外監査役2名）
報告
委任
報告
代表取締役
（執行役員社長）
1名
執行役員16名
指示
報告
監査室
三行提報・週報による報告
監視
指示
報告
経営会議
社長、副社長、専務、常務などの役
付けがあり、幅広く若手人材を登用
リスクマネジメント委員会
ダイバーシティ推進委員会
（グループ会社・各事業部門）監査
啓発
社　　員
情報開示
利益の四者還元
株　主
社　会
会　社
社　員